

第三次滋賀県廃棄物処理計画における適正処理の方向性（案）

<目次>

- 1．産業廃棄物の適正処理対策について・・・ p 1
- 2．不法投棄等対策について・・・ p 9
- 3．散在性ごみ対策について・・・ p11

（参考）県廃棄物処理計画の構成における位置づけ

- 1．廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2．廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
（排出量・再生利用量・最終処分量等の現状、目標、達成に必要な措置）
- 3．一般廃棄物の適正な処理を確保するためのに必要な体制に関する事項
（広域的処理、市町間の調整その他技術的援助）
- 4．産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
（処理施設の確保のための方策、整備に際し配慮すべき事項）
- 5．上記の他、廃棄物の減量その他適正な処理に関し必要な事項

（不適正処分防止のために必要な監視、指導等の措置に関する事項）

産業廃棄物の適正処理対策

不法投棄等対策

散在性ごみ対策

1. 産業廃棄物の適正処理対策について

現状

産業廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理法その他関係法令に基づき厳正に業や施設の許認可を行うとともに、監視や行政指導に努めてきた。

産業廃棄物の許可業者数や施設数は、平成15年度末の2,004業者から平成21年度末では2,743業者を数え、大幅に増加している。この増加分は主に収集運搬業に係る許可であり、焼却や破砕などの処分に係る業者数はほぼ横ばいの状況にある。

なお、許可対象となる処理施設の設置では、焼却施設については平成9年度のダイオキシン類の規制強化以降は減少しており、破砕施設は廃プラスチック類や木くずの資源化（燃料等）により増加傾向にある。

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、排出者をはじめとする関係者において、関係法令を遵守した処理等が図られることが重要である。このため、県では、平成21年2月に「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を制定し、指導や監視のあり方等を明らかにした上で、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正な運用指導をはじめとして、県内処理施設等への計画的な立入検査の実施など、指導監視を拡充・強化している。また、排出事業者に対する適正指導のほか、処理業者に対する許可時の個別指導を引き続き実施するとともに、排出事業者や処分業者などの対象として、関係法令等の正しい理解と遵守を目的とする研修会を実施している。

PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）に基づき、適正保管・使用状況の届出指導を行うとともに立入検査を実施している。また、PCB廃棄物の適正処理については、国の「PCB廃棄物処理基本計画」ならびに「滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき実施するものとしており、日本環境安全事業（株）で行われる平成27年3月を目標期限とするPCB廃棄物処分が円滑に進むよう関係者に対する情報の周知等を行っている。なお、微量PCBに汚染されている電気機器等については、その実態把握が急務であり、平成22年度および平成23年度において、事業者が実施するPCB濃度分析費用について補助することとしている。

アスベスト（石綿）廃棄物については、排出事業者や産業廃棄物処理業者等に対して平成18年度に改正された飛散防止に係る廃棄物処理法改正基準や指針等の周知を図るとともに講習会を実施している。

廃棄物処理法においては、適正処理の強化を目的として、自社で産業廃棄物を保管する場合の届出制度の創設や立入検査、報告、措置命令の対象の拡充などの改正が平成22年5月に行われ、今後1年以内に施行される見込みであり、県として、円滑な法施行を図っていく。

課題

県民の廃棄物処理に対する安心・信頼を確保するため、引き続き監視指導の徹底が求められており、「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」に定める立入検査の徹底を継続して行うことが必要である。

平成22年5月に改正された廃棄物処理法の円滑な施行を図るとともに、同じく改正された産業廃棄物処理業者の優良評価制度への積極的な対応を促すなど優良な産業廃棄物処理業者の育成に努める必要がある。

今後の方向性

関係法令および県要綱に基づく、監視指導の徹底

- ・ 廃棄物処理法その他関連法令に基づく監視指導の徹底や、不適正処理の発生時における迅速な指導、行政処分等の改善措置の運用。
- ・ 処理施設の設置時の事前協議制度や毎年度の立入検査方針の策定などを規定する「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」の適確な施行。
- ・ 平成22年改正廃棄物処理法の円滑な運用。

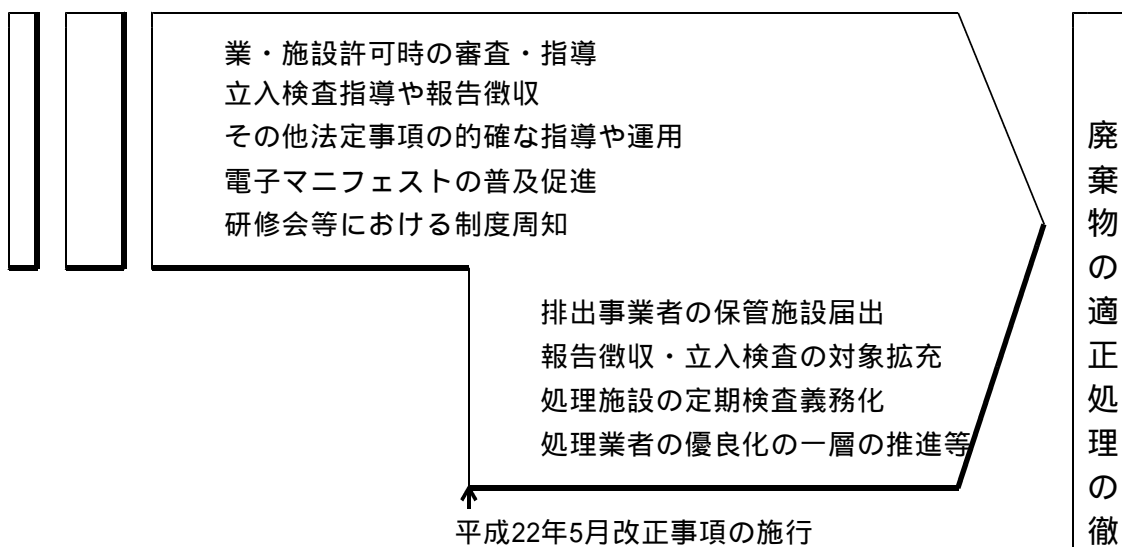
研修会等を通じた法制度の周知や関係業者の優良化育成

- ・ 研修会の開催や平成22年改正廃棄物処理法による、いわゆる「優良評価制度」の運用を通じた処理業者の優良化の推進。
- ・ 平成21年度より産業廃棄物行政を所管することとなった大津市を含め、国や各都道府県、警察その他関係機関との必要な調整や情報交換、連携した取組の推進。
- ・ 排出事業者の委託処理のコンプライアンス性を高める電子マニフェストについて、講習会の開催等による加入促進。

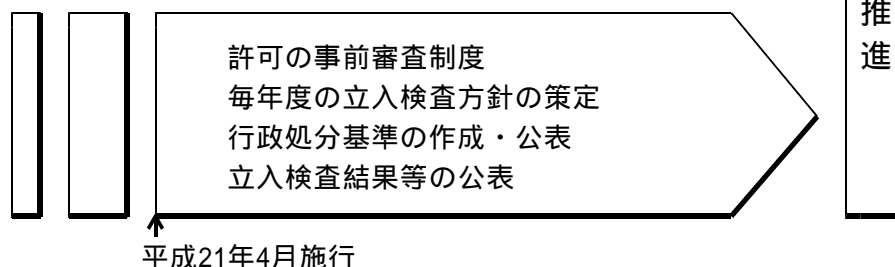
： 監視指導の徹底

： 制度周知や事業者優良化の推進

廃棄物処理法の運用



県適正処理推進要綱の運用



産業廃棄物処理業者の許可件数（平成21年3月末現在）

許可区分	許可業者数		
	数	割合	前年
収集運搬のみ	2,640	(96%)	<1,892>
中間処理のみ	12		<9>
最終処分のみ	1		<2>
収集運搬 + 中間処理	84	(3%)	<88>
収集運搬 + 最終処分	0		<2>
中間処理 + 最終処分	0		<2>
収集運搬 + 中間処理 + 最終処分	6		<9>
計	2,743		<2,004>

注：<>内の数値は平成16年3月末現在

焼却施設の設置状況（平成21年3月末現在）

	施設許可数			合計能力(t/日)		
	自社	処理業	計	自社	処理業	計
汚泥焼却施設	4 <5>	4 <5>	8 <10>	79 <101>	72 <178>	151 <279>
廃プラスチック類焼却施設	5 <12>	9 <10>	14 <22>	84 <101>	169 <341>	253 <442>
廃油焼却施設	1 <1>	4 <4>	5 <5>	48 <48>	141 <141>	189 <189>
その他の焼却施設	5 <5>	14 <17>	19 <22>	112 <112>	185 <372>	297 <484>
実施施設数	8 <16>	16 <18>	24 <34>	150 <174>	203 <375>	353 <549>

注1: 焼却施設は一つの施設であっても該当する4種類ごとに許可されるので、許可の合計数と実施施設数とは一致しない。

2: <>内の数値は平成17年3月末現在

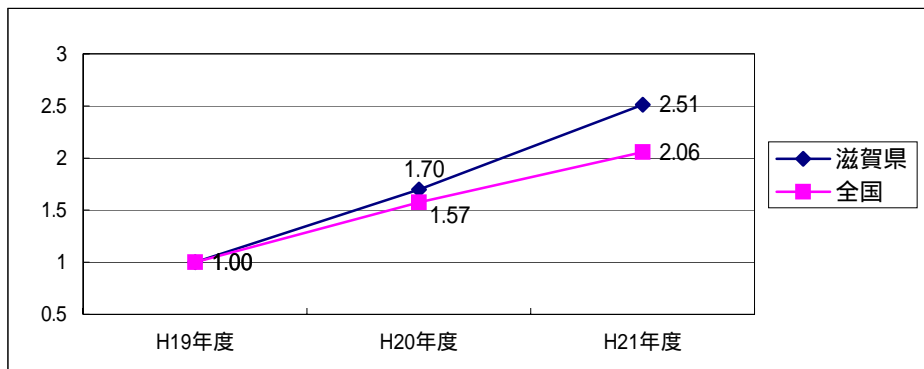
破碎施設等設置状況（平成21年3月末現在）

	施設数			処理能力(t/日)		
	自社	処理業	計	自社	処理業	計
木くずの破碎施設	0 <0>	25 <25>	25 <25>	0 <0>	2,005 <1,582>	2,005 <1,582>
廃プラスチック類の破碎施設	5 <4>	25 <22>	30 <26>	72 <189>	1,886 <1,378>	1,958 <1,567>
木くず・廃プラスチック類 の圧縮固化施設	1 <1>	4 <1>	5 <2>	33 <33>	401 <241>	434 <274>

注：<>内の数値は平成17年3月末現在

電子マニフェスト交付件数の推移

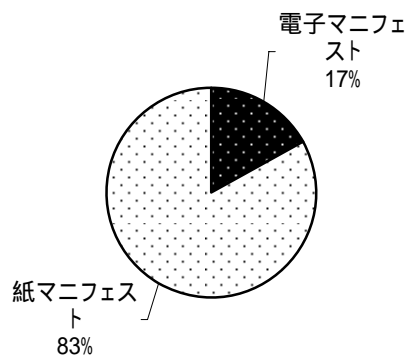
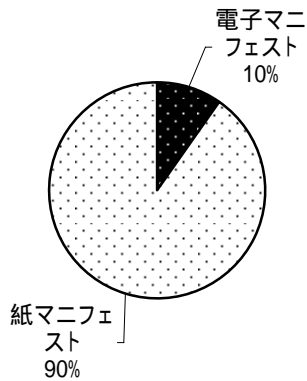
	H19年度	H20年度	H21年度
滋賀県	37,806	64,220	94,927
全国	4,076,448	6,415,296	8,390,114



平成19年度の交付件数を1.00とする。

H19年度

H20年度



県内の交付の割合

PCB廃棄物の保管、使用状況（平成21年3月末現在）

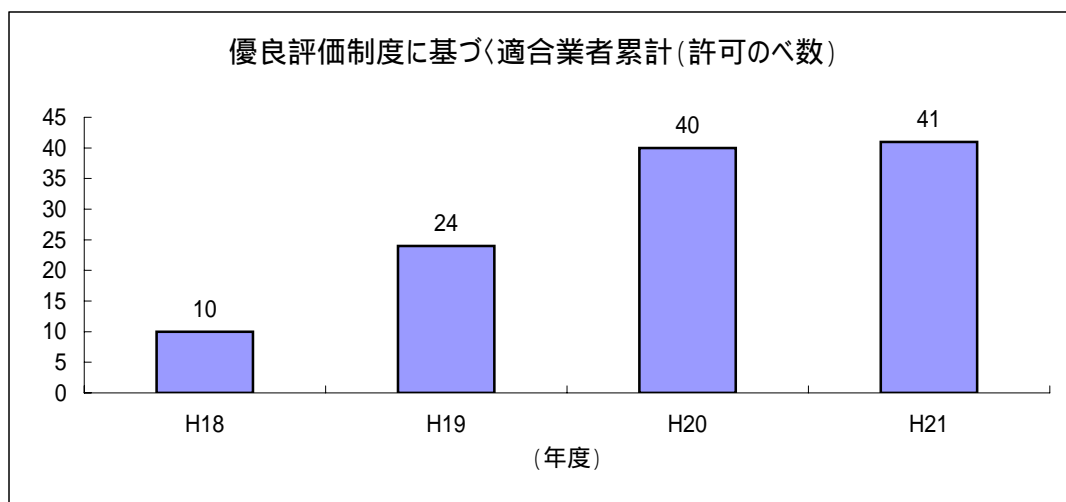
廃棄物の種類	保管状況		使用状況	
	事業場数	保管量	事業場数	数量
高圧トランス	79	335 台	28	75 台
高圧コンデンサ	723	3,248 台	70	179 台
低圧トランス	12	29 台	1	1 台
低圧コンデンサ	114	13,626 台	2	17 台
柱上トランス	1	1 台	-	-
安定器	168	89,506 台	11	941 個
PCB	14	203 kg	1	1.7 kg
PCBを含む油	32	7,001 Kg	1	88 Kg
感圧複写紙	7	9,256 Kg	-	-
ウエス	38	4,394 Kg	-	-
汚泥	2	220 Kg	-	-
その他の機器等	97	1,069 台	26	108 台

注1.PCBを含む油等で計上されているものについては、1=1kgとしている。

2.その他の機器等には、サージソーバ、リアクトル等が含まれる。

講習会実施回数

	H17	H18	H19	H20	H21
(特別管理)産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会	7	8	8	6	6
特別管理産業廃棄物管理責任者	2	3	3	3	3
(公益社団)滋賀県環境保全協会 (排出事業者等)	2	2	1	3	1
(社)滋賀県産業廃棄物協会	3	3	2	2	2
びわ湖環境ビジネスメッセ (電子マニフェスト)	-	-	3	3	3
滋賀県行政書士会	-	1	-	-	1
計	14	17	17	17	16



滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱の概要

平成21年4月施行

第1章 総則

県の責務

- ・適切な指導・助言・監督、処理業者等の環境保全・情報公開等への取組支援
- ・職員の資質向上
- ・産業廃棄物の発生量・処理量の把握
- ・情報の積極的な公表

処理業者等の責務

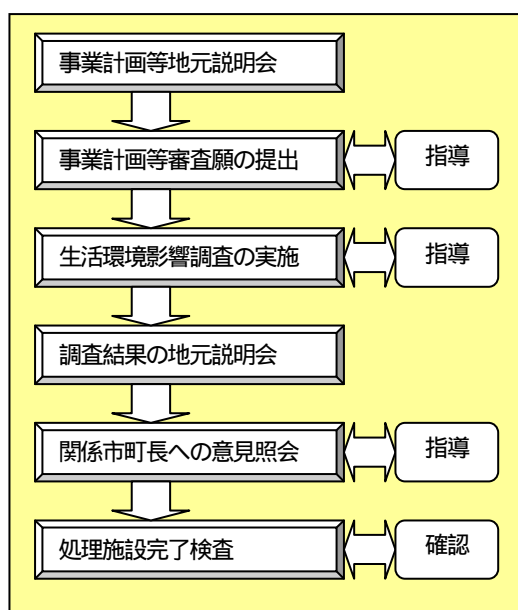
- ・積極的な情報開示、地域住民との信頼関係の醸成
- ・知識の取得、技術の研さん、従業員への指導・教育

第2章 事前協議

事前協議の対象

- ・産業廃棄物処理業の許可申請
- ・産業廃棄物処理施設の許可申請
- ・産業廃棄物の処理施設に係る届出等

事前協議の手順（例）



許可等申請

許可申請
手引

(注)事前協議の手順は、許可申請等の区分により異なる。

第3章 監督

報告

- ・排ガス、水質測定結果の報告
(処理施設の維持管理状況の確認)
- ・処理実績報告

立入検査

- ・立入検査方針の策定
(毎年度、重点的に検査する項目等を策定)
- ・計画的な立入検査
(立入検査方針に基づく計画的な立入検査)
- ・情報提供による立入検査
(住民等からの情報提供による立入検査)
- ・立入検査の手順等の策定
(厳格かつ統一的な監督)
- ・文書指導
(文書指導の徹底・記録の保存)

立入検査
実施要領

行政処分の基準

- ・行政処分基準の作成・公表
(厳正かつ迅速な処分の実施)

行政手続法
(処分基準)

情報提供

- ・排ガス等測定報告の概要
- ・処理実績報告の概要
- ・立入検査結果の概要

公表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

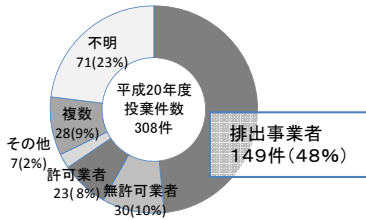
法改正の必要性

平成22年5月 環境省

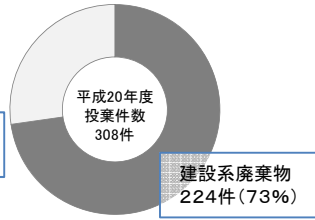
廃棄物の適正な処理を巡る課題

①不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要

■不法投棄の実行者



■不法投棄された廃棄物の種類

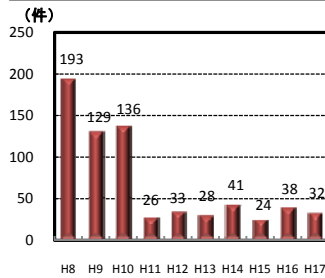


投棄量(平成20年度: 202,730トン)に占める排出事業者(97,894トン)の割合は48%

投棄量(平成20年度: 202,730トン)に占める建設系廃棄物(177,384トン)の割合は87%



■排出事業者による不法投棄



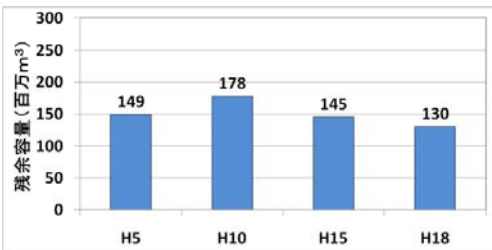
■産業廃棄物最終処分場の新規設置許可件数

②廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要

■最終処分場の残余容量

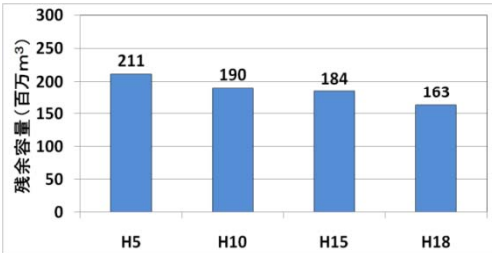
●一般廃棄物

残余年数(H18) → 15.6年分(首都圏は17.0年分)



●産業廃棄物

残余年数(H18) → 7.5年分(首都圏は4.4年分)



③優良な廃棄物処理業者の育成

廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

①再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分

■総排出量・再生利用率



●産業廃棄物



②廃棄物の循環的利用の確保が必要

■国外廃棄物の輸入事例

- 海外工場で廃棄され、途上国では適正処理が困難な廃蛍光管、バックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源を回収する。
- 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収する。

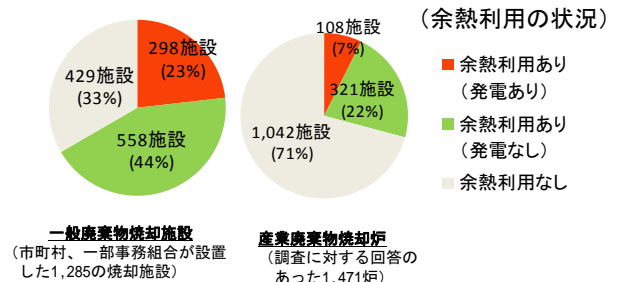


■国外での不適正な廃棄物処理事例(ベトナム)

→被覆銅線の野焼き(銅線回収)

③廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

■熱回収の状況(平成19年度)



法律の概要

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。
現行法では、1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

5. 適正な循環的利用の確保

- 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。
現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

6. 焼却時の熱利用の促進

- 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けられることのできる制度を創設。

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。

2. 不法投棄等対策について

現状

滋賀県内において、新たに発覚する産業廃棄物の不法投棄等の件数は年々減少傾向にある。最近の不法投棄事案では、人目に付かない場所や時間帯に小規模に投棄するなどのいわゆるゲリラ的行為や有価物と称して廃棄物を搬入、放置するなどといった悪質、巧妙なものが多く見受けられ、結果的に発覚が遅れ、行為者の特定や原状回復が困難となっている。高速道路や自動車専用道路等、道路交通網の整備・発達により、廃棄物が県域を越え、広域的に移動することも対応を困難にしている。

課題

不法投棄等の未然防止を図るため、引き続き監視体制の強化が求められる。不法投棄等の拡大防止のため、より迅速な発見、対応を図るとともに、関係機関と連携した現地調査による行為者の特定や拡大防止措置、是正指導等が必要となっている。廃棄物該当性の判断、生活環境保全上の支障等の有無等、廃棄物行政に精通した担当者等による対応の必要性が増している。不法投棄は、それを放置すれば新たな不法投棄を誘発したり、地域の景観を阻害することなどから、不法投棄をさせない地域ぐるみの取組みが必要である。

今後の方向性

不法投棄等の根絶を目指して、これまでの取組みを着実に推進するとともに、以下の取組みに重点を置き、未然防止、早期発見・早期対応に努め、不法投棄をさせない地域づくりをさらに推進する。

監視取締活動の充実

警察、市町等の関係機関をはじめ近隣府県市とも連携を強化し、より効果的な監視取締活動による未然防止対策の強化を図る。

- ・各地域不法投棄対策部会の運営
- ・近畿ブロック不法投棄対策部会、近畿地方不法投棄対策連絡会議、まんなか共和国への参加
- ・近隣府県等との合同路上検問
- ・休日、夜間の委託パトロール
- ・スカイパトロール（防災ヘリ、県警ヘリ）
- ・監視カメラ等の整備

行政指導の強化

不法投棄等発生時には各環境・総合事務所の専任職員等による迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて行政処分、告発等、厳正かつ迅速な対応に努め、早期発見・早期対応による問題解決を図る。

- ・各環境課における不法投棄対策担当者および監視・指導員の設置
- ・担当者会議、監視・指導員研修の実施
- ・研修会等への職員の派遣による専門知識の強化

住民等との協働の推進

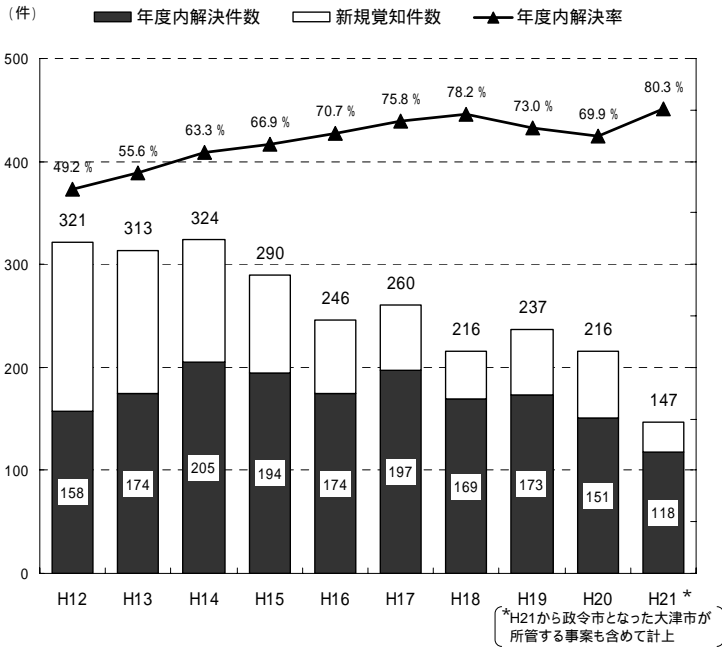
地域住民や土地所有者、事業者等との協働による監視・通報体制を確立するとともに、啓発活動および原状回復活動を通じ、不法投棄をさせない地域づくりを推進する。

- ・地域連携パトロール隊への支援
- ・事業者団体等との通報協定の締結
- ・地域協働原状回復事業の実施
- ・不法投棄防止強調月間における普及啓発
- ・不法投棄 110 番の設置
- ・啓発ちらし、看板等の作成

不法投棄等対策の現状および今後の方向性

◆現状

県内産業廃棄物の新規発生件数とその年度内解決率の推移



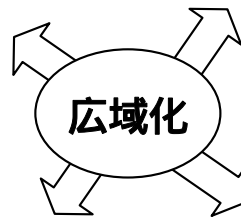
滋賀県内において新たに発覚する産業廃棄物の不法投棄等の件数は、年々減少傾向にあるものの、未だ根絶には至っていない。



山間地等人目を避け小規模に



有価物と称して廃棄物を放置



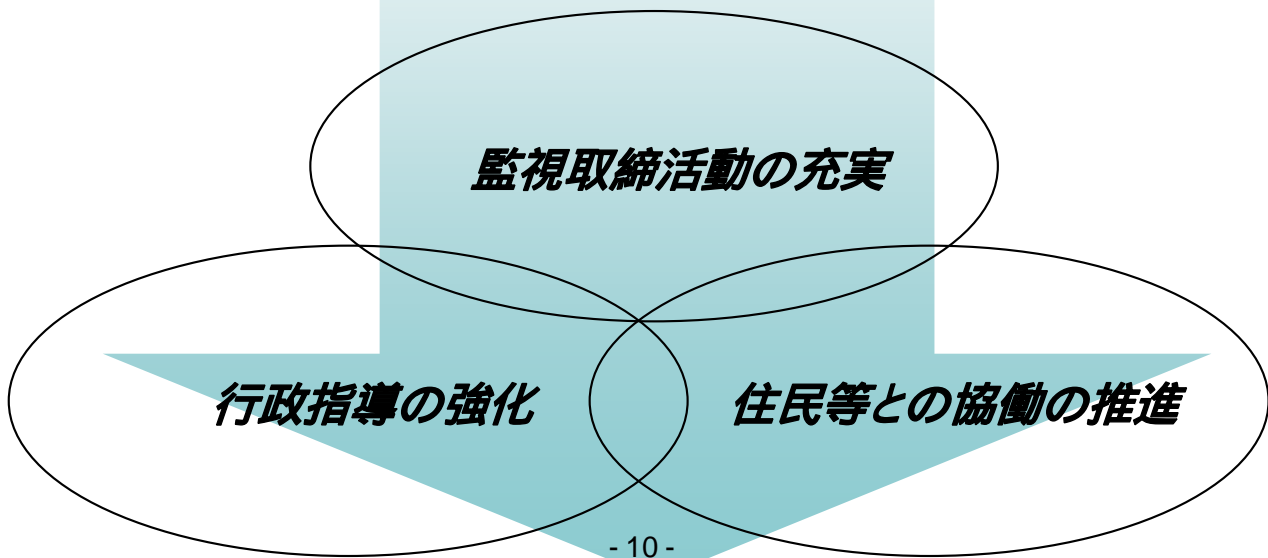
県境を越えて廃棄物を運搬



◆課題

- 未然防止を図るための、監視体制の強化
- 関係機関が連携した、より迅速な発見、対応
- 専任職員等による悪質、巧妙な事案への対応
- 不法投棄をさせない地域ぐるみの取組みの必要性

◆今後の方向性



3. 散在性ごみ対策について

現状

散在性ごみに関して、県ではごみの散乱防止や環境美化について定めた「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」において、ポイ捨てをしたものがごみの回収命令に従わなかった場合に2万円以下の罰金に処することを定めているほか、ポイ捨ての監視や防止啓発を実施する環境美化監視員を設置し、広域での啓発活動を実施している。また、市町においてもごみの散乱防止に関する条例、路上喫煙等の防止に関する条例や監視員の設置による取組が進んできている。

「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」では、5月30日、7月1日、12月1日を「環境美化の日」と定め、美しい環境に恵まれた住みよい郷土づくりを進めるため、県民、企業、団体、県及び市町が一体となって、県内全域を対象に一斉清掃を実施している。

「淡海エコフオスター制度」では、企業・団体に公共的場所を継続的に清掃するボランティア活動として、多くの企業・団体が参加してきており、参加者の意識の高揚が図られ広がりが見られる。

散在性ごみを減らすために県民への啓発活動を行ってきたことから、ごみの量は年々減少傾向にある。

課題

環境美化監視員は、ごみの散乱防止に係る啓発活動や指導を行っている。環境美化監視員の設置以降、広域的な普及啓発を実施してきたが、散在性ごみが減少してきている中で、県内全域を少人数で監視してもその効果には限界がある。

9市町において市町条例の中に監視員が明記されたり、独自に監視員を設置されるなど、地域に根ざしたきめ細やかな普及啓発に一定の進展が見られた。他の市町においても今後、積極的に取り組むことにより、その効果の拡大が期待される。

淡海エコフオスター制度には、これまで多くの企業・団体が参加している。今後、地域ボランティア団体のやりがい向上させるための仕組みが必要となってくる。

今後の方向性

環境美化活動の拡大

「環境美化の日」を中心とした、環境美化活動等の県民運動の推進

ボランティア団体・企業に対する参加呼びかけ、マスコミ等への広報、県職員の参加の拡大、「美しい湖国をつくる会」への支援を通じた県民活動の活性化と協賛企業の拡大、ビジネスメッセでの啓発

市町施策との連携

市町と協議による美化推進地域の設定の見直し、市町における条例施行のための支援や不法投棄監視体制の強化に対する支援

自治振興交付金のメニュー化の検討

淡海エコフオスター制度の充実

淡海エコフオスター制度の周知徹底および団体の活動意欲の向上のための広報活動の活性化

パンフレットの作成、淡海エコフオスター通信等での活動の広報、各団体の活動状況を県ホームページに掲載・リンクの作成

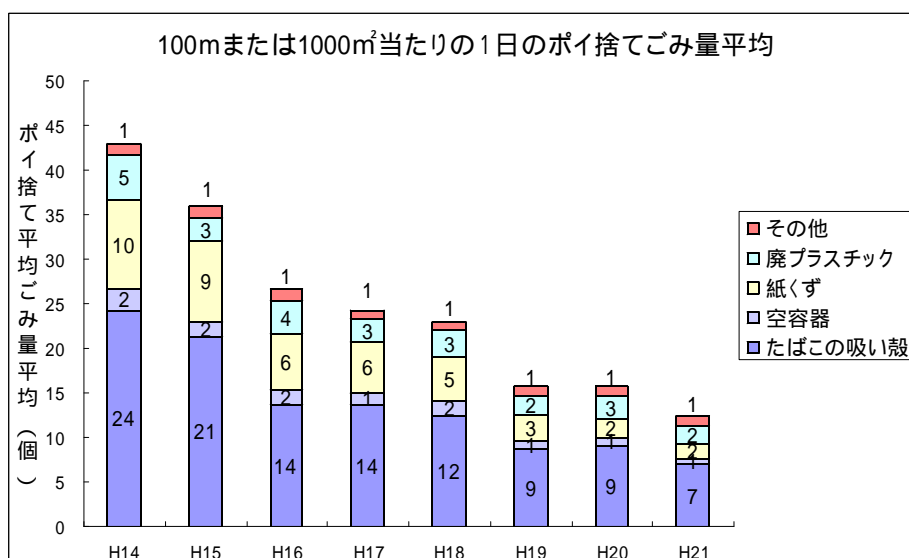
平成21年度の環境美化活動実施内容

事業名	実施日	趣旨および目的	活動内容
【ごみゼロ大作戦】	5月30日(基準日) 5月24日から6月7日 までの運動期間中に実施	「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)」に定める「環境美化の日」(5月30日、7月1日、12月1日)を中心に県民総参加で一斉清掃を行い、環境への意識を高める。 7月1日は「滋賀県環境基本条例」に定める「びわ湖の日」の取り組みの一環としても環境保全を呼びかけるとともに、環境美化活動を実施し、環境保全の意識を高める。	県内全域において各市町が美化街区域を中心に清掃活動を実施
びわ湖の日・環境美化活動 【びわ湖を美しくする運動】	7月1日(基準日) 6月28日から7月12日 までのびわ湖を美しくする運動期間中に実施		琵琶湖岸を中心に市町と合同で清掃活動を実施
環境美化の日・環境美化活動 【県下一斉清掃運動】	12月1日(基準日) 11月22日から12月6日 までの県下一斉清掃運動期間中に実施		県内全域において市町と合同で清掃活動を実施

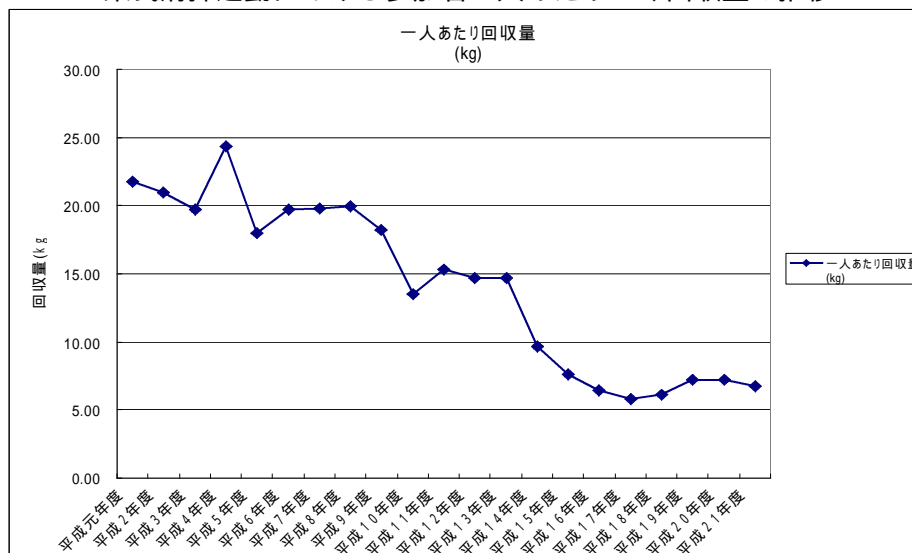
淡海エコフオスター制度の参加団体数

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
参加団体数	19	39	72	178	255	406	478	501	510	524

定点観測による散在性ごみ量の推移



県民清掃運動における参加者一人あたりごみ回収量の推移



散在性ごみ対策

滋賀県ごみの散乱防止に関する条例

(県の責務)

- ・ 県は、総合的かつ広域的なごみの散乱防止に関する施策を策定し、これを推進するものとする。
- ・ 県は前項の施策の推進について、県民等、事業者、占有者等および市町に対して必要な協力要請を行うものとする。
- ・ 県は、ごみの散乱防止に関し、市町との連携を図るとともに、市町が策定するごみの散乱防止に関する施策との調整に努めるものとする。

- ・ 市町の対策に対する支援
- ・ 県民意識の向上に向けた啓発活動

「環境美化の日」

参加者数(平成21年度)
 5月30日 34,996人
 7月1日 157,640人
 12月1日 98,515人

環境美化活動の拡大

「環境美化の日」を中心とした、県民と事業者が
 一帯となった清掃美化活動等の県民運動の推進



(環境美化の日の設定)

- ・ ごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めるため、滋賀県環境基本条例第8条に規定するびわ湖の日ならびに5月30日および12月1日を環境美化の日とする。

環境美化監視員

業務
 不法投棄等の不適性行為についての
 監視・パトロール
 散乱防止のための指導
 予防のための啓発
 実態状況等の調査
 回収と清掃
 行政命令の補助

市町施策との連携

市町における条例施行のための支援や不法投棄監視体制の強化に対する支援



(環境美化監視員)

- ・ 知事は、ごみの散乱防止に係る啓発活動、指導その他の活動を行わせるため、環境美化監視員を置くものとする。
- ・ 環境美化監視員は、前項に規定する活動を行うに当たっては、市町が行うごみの散乱防止に係る活動との連携を図るものとする。



淡海エコフオスター事業

・ 499団体(平成21年度末)

淡海エコフオスター制度の充実

淡海エコフオスター制度の周知徹底および
 団体の活動意欲向上のための広報活動の活性化